

資産形成の出口戦略としての資産取り崩しと資産寿命の延伸、見える化の考察 —ファイナンシャル・ウェルビーイング (FWB) における役割を考える—

帝京大学経済学部経営学科教授 上田 憲一郎



～要旨～

長年にわたり形成してきた老後資産をどのように取り崩すかという「出口戦略」は、近年、ようやく、その重要性が認識されてきた。資産形成期の思考回路から脱し、老後生活の新たなスタートの支援として、この出口戦略を真剣に議論していく必要がある。

老後資産の取り崩しを考える際は、年金などの高齢期の収入のみならず、医療・介護、労働、生きがいなどと連携した、「大きな見取り図」を描き、この中で、金融資産面での検討を深掘りすることが期待される。また、有益な対応を可能とするために必要な現状把握に関しては、資産や年金などの現状を可視化する、いわゆる「見える化」が重要であり、公的年金シミュレーターの有効な活用が期待される。

資産寿命を延伸するための高齢期のリスク許容度に関する検討や高齢期の安定的な運用のための金融商品やツールの開発も期待される。なお、インフレ下では老後資産の資産価値を維持することも意識される必要がある。

リスク許容度は個々人の置かれた生活環境や健康状態、介護の必要性、資産状況、それまで加入していた公的年金制度、勤労の有無とその収入など、多様な要素によって異なってくる。これらの各要素を勘案したうえで、老後資産の運用と取り崩しについて考えることが求められるだろう。

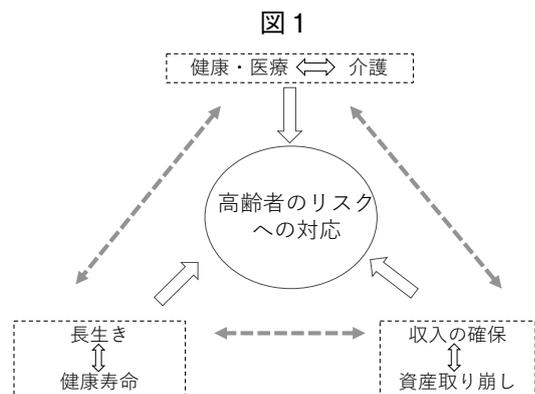
1. イントロダクション—老後資産とウェルビーイングの鳥観図—

(1) 「大きな見取り図」の必要性

少子高齢化が進む中、老後に向けた資産形成に関する議論が盛んにおこなわれ、多くの論考が発出されている。特に新NISAやiDeCo（個人型確定拠出年金）を利用した資産運用・資産形成については、議論百出、百花繚乱、という風景である。しかし、資産形成後、この資産をどのように取り崩して生活していくのか、この問いに対する検討は、未だ一部に留まっている印象である¹⁾。加えて、高齢期の生活を支える資産を考える際、検討の対象は金融資産だけで

はない。本来的には、金融資産のみならず、不動産など、様々な資産も考慮の範囲とする必要がある。さらに高齢期の生活様式や収入の確保、公的な支援制度をベースとした健康面や介護、認知症など的高齢期に特有の課題も視野に入れる必要がある。そしてこれらの諸条件を踏まえてうえで、どのように資産を運用しつつ取り崩して生きていくのか、という点に関して、多方面からの検討が必要になる。言い換えれば、老後生活を包括的に俯瞰するような大きな「見取り図」を示すことが必要と考えられる²⁾。これらの多様な要素は複雑に関連しており³⁾、高齢期の生き方を包括的に捉えることは、なかなか、

難しいため、今後の各分野を横断した研究成果を待つ部分も多いと思われる。しかし、「よく生きるための」高齢期への対応としては、少なくとも、大まかな指針を示すことが必要だと思われる。(図1参照)。



図：筆者作成

(2) 高齢期の生活設計と公的な支援制度との連携－資産面に注目して－

年金生活に入る時点でこれからの老後の生活を考えるとき、資産面に注目すると、長年にわたる資産形成と勤務先からの退職一時金などで、「ゴールを迎えた」という一種の達成感に陶醉す

るかもしれない。しかし、それからの長い老後生活を考えると、そこはゴールではなく、新たなスタート地点に立ったと言える⁴⁾。なぜなら、前述の通り、それ以降は、年金等の収入を確保しつつ資産を運用しながら取崩して生活していくことになるからである。当然、それまでの資産形成期とは異なる検討と行動が求められるだろう。

ここで、重要なのは、個人で対応すべき範囲を明確に認識することである。特に我が国の場合、公的な保障が一定のレベルまで備えられており、これらの保障と組み合わせて考える必要がある。

図示すると、以下のようになるだろう。(図2参照)

(公的制度) → (企業など勤務先の制度) → (個人の対応)

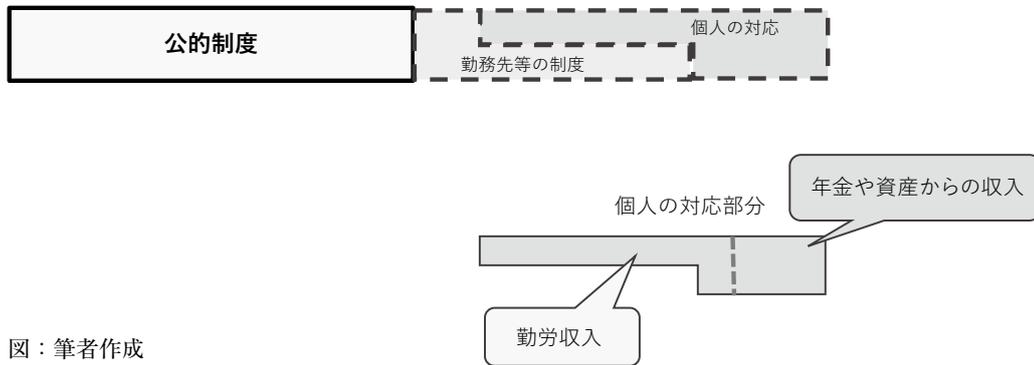
このような構図で全体を俯瞰し、これらの役割分担や連携を踏まえたうえで、個人が対応すべき部分を語ることになる。また、個人としては、いつまで働くのか、年金と合わせた収入の金額

図2 リスクと対応策

	公的制度・社会保険など	企業制度など勤務先の制度	私的な準備(自助)
死亡	厚生年金保険、国民年金 *遺族年金	死亡退職金、弔慰金	生命保険
長生き・老後生活	厚生年金保険、国民年金 *老齢年金(終身)	退職一時金、企業年金制度、iDeCoプラス *70歳までの高齢者雇用に関する努力義務	iDeCo(個人型確定拠出年金)、積み立てNISA、個人年金、預貯金、株式投資、投資信託 *労働による収入
医療	公的医療保険 (健康保険組合、協会けんぽ、国民健康保険) 厚生年金保険、国民年金 *障害年金	勤務先の制度(傷病見舞金、休職制度など)	医療保険、傷害保険、金融資産
介護	介護保険(社会保険) 介護休業・介護休暇	(介護休業、介護休暇)その他、企業による上乗せ制度がある場合はその制度	介護保険(民間保険)、金融資産

図：「生活設計とリスク管理」(生命保険文化センター)を参考に筆者作成

図 2 - 2



図：筆者作成

により、運用と取り崩しの必要額も変化する。

そして、この際、必要になるのが、自らがどのようなリスクを抱え、それに対しての備えがどのような状況にあるのか、一覧して把握できるように可視化すること、いわゆる「見える化」である。(図2参照)。これは、老後生活において大きな比重を占める、健康・医療面や介護など、様々な切り口で、公的な支えとその他の支えを可視化し、不足する部分やプラスアルファの部分から自らの努力で積み上げていく形になる。(図2-2)

このうち、収入に関しては、高齢期の収入のベースとなる公的年金の受給額の可視化という切り口で、公的年金シミュレーターやねんきん定期便、年金ネットなどの基盤が整備されている。

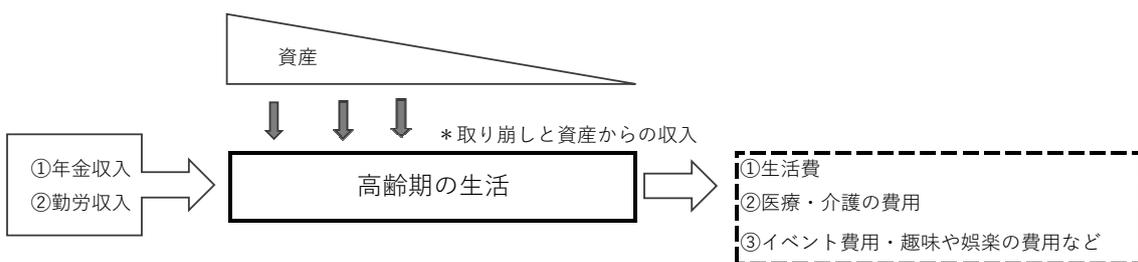
一方、個人型確定拠出年金 (iDeCo)、積み立てNISA など、個人で積み上げた資産を老後生活の中でどのように取り崩していくのか、とい

う点に関しては、対応が進みつつある段階である⁵⁾。また、具体的な資産の取り崩しのシミュレーションを提供している金融機関も見受けられる⁶⁾。このように、資産面において、自身の現状と「現時点での立ち位置」を把握するために収入や資産状況を「見える化」することについては対応が進みつつあるといえる。

(3) 高齢期の「入」と「出」と「資産維持・運用」、そして可視化 (見える化)

高齢期の日常の生活を考えると、つまるところ、「入」(年金受給額、勤労収入など)を計り、「出」(生活費、医療費や介護費などの高齢期にかかる費用)を制御し、資産の維持や運用に留意する(資産からの収入や取り崩し額を確保したりその実質的価値を維持する)、この3点に単純化・集約される。(図3)。「入」については現役時代の労働や賃金、加入する社会保障制度や企業の制度・個人の努力などにより金額が左右される。また、

図 3 高齢期の生活と「入」「出」そして「資産」



図：筆者作成

高齢期に、いつまで働くか、にもよって勤労収入が左右される。一方、「出」については、公的な制度との連携や個人の健康状態などにより左右されてくる。高齢期における個人の前向きな対応としては、高齢期の勤労と、資産の運用維持・取り崩しということになる。健康面に不安がなく、年金収入が十分であれば、資産運用は実質的価値の維持が中心となる。一方、年金収入が期待する額に達しない場合は、勤労収入で補うか、資産に働いてもらうか、支出を制御することになる⁷⁾。そして、自分が今、どこにいてどのような状況にあるのか、把握することが「できること（やるべきこと）」を考えるうえで重要なポイントとなってくる。

本稿では、これらのポイントの中から資産の取り崩しと見える化を中心に展開していく。

2. 次期年金制度改正案との関連について

前述の通り、高齢期の所得については公的年金が大きな比重を占めており⁸⁾、この現状と方

向性について確認しておきたい。

2024年に行われた財政検証の結果を踏まえ、2025年5月17日に国会に提出された年金制度改正法案は、6月13日参議院本会議で可決・成立した。これにより厚生年金の適用拡大などの施策が実施され、また4年後の財政検証の結果を踏まえた基礎年金の底上げも付則に盛り込まれている。(図4)。改正の中では、給付の厚みを増す方向と将来に向けての資産形成を支援する方向が本稿に関連する。

公的年金制度は老後所得のベースであり、これらの項目を改正の重要なポイントとして取り上げて考えてみる。(図6)。

(1) 老後の所得補償を厚くする方向の施策

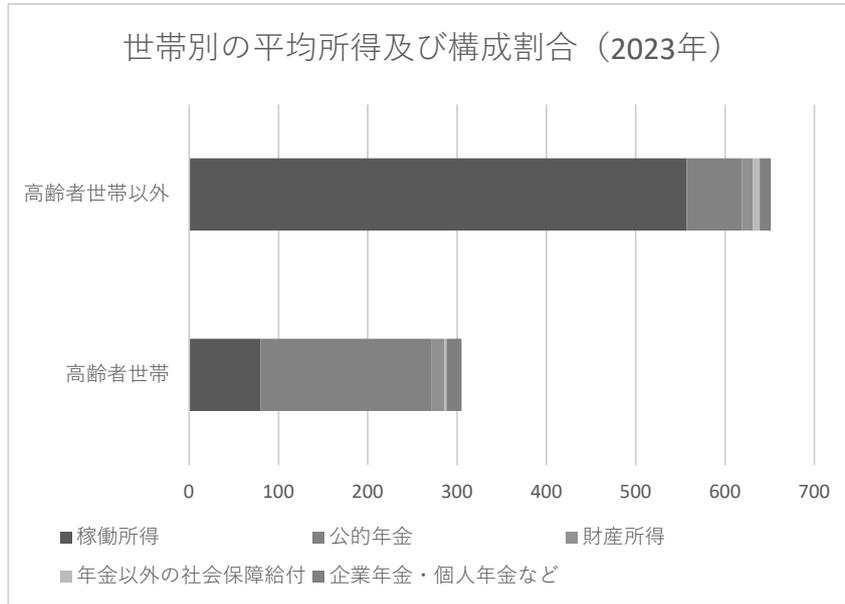
基礎年金の「底上げ」、厚生年金の適用拡大は、将来の年金額を増やす方向に働く施策であり、老後の所得保障という切り口では、企業や個人の役割分担の負荷を少なからず、軽減する可能性があると考えられる。また、在職老齢年金の見直しは、働く意欲を向上させて高齢者の労働

図4 年金制度改正法の概要

改正の概要
<p>I. 働き方に中立的で、ライフスタイルの多様化等を踏まえた制度を構築するとともに、高齢期における生活の安定及び所得再分配機能の強化を図るための公的年金制度の見直し</p> <p>1. 被用者保険の適用拡大等</p> <p>① 短時間労働者の適用要件のうち、賃金要件を撤廃するとともに、企業規模要件を令和9年10月1日から令和17年10月1日までの間に段階的に撤廃する。</p> <p>② 常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種を解消し、被用者保険の適用事業所とする。 ※ 既存事業所は、経過措置として当分の間適用しない。</p> <p>③ 適用拡大に伴い、保険料負担割合を変更することで労働者の保険料負担を軽減できるとし、労使折半を超えて事業主が負担した保険料を制度的に支援する。</p> <p>2. 在職老齢年金制度の見直し</p> <p>一定の収入のある厚生年金受給権者が対象の在職老齢年金制度について、支給停止となる収入基準額を50万円(令和6年度価格)から62万円に引き上げる。</p> <p>3. 遺族年金の見直し</p> <p>① 遺族厚生年金の男女差解消のため、18歳未満の子のない20～50代の配偶者を原則5年の有期給付の対象とし、60歳未満の男性を新たに支給対象とする。これに伴う配慮措置等として、5年経過後の給付の継続、死亡分割制度及び有期給付加算の新設、収入要件の廃止、中高齢寡婦加算の段階的見直しを行う。</p> <p>② 子に支給する遺族基礎年金について、遺族基礎年金の受給権を有さない父母と生計を同じくすることによる支給停止に係る規定を見直す。</p> <p>4. 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ</p> <p>標準報酬月額の上限について、負担能力に応じた負担を求め、将来の給付を充実する観点から、その上限額を65万円から75万円に段階的に引き上げる(※)とともに、最高等級の者が被保険者全体に占める割合に基づき改定できるルールを導入する。 ※ 68万円→71万円→75万円に段階的に引き上げる。</p> <p>5. 将来の基礎年金の給付水準の底上げ</p> <p>① 政府は、今後の社会経済情勢の変化を見極め、次期財政検証において基礎年金と厚生年金の調整期間の見直しに著しい差異があり、公的年金制度の所得再分配機能の低下により基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金又は厚生年金の受給権者の将来における基礎年金の給付水準の向上を図るため、基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドによる調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、給付と負担の均衡がとれた持続可能な公的年金制度の確立について検討を行うものとする。</p> <p>② ①の措置を講ずる場合において、基礎年金の額及び厚生年金の額の合計額が、当該措置を講じなかった場合に支給されることとなる基礎年金の額及び厚生年金の額の合計額を下回るときは、その影響を緩和するために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>II. 私的年金制度の見直し</p> <p>① 個人型確定拠出年金の加入可能年齢の上限を70歳未満に引き上げる。</p> <p>② 企業年金の運用の見える化(情報開示)として厚生労働省が情報を集約し公表することとする。</p> <p>III. その他</p> <p>① 子のある年金受給者の保障を強化する観点から子に係る加算額の引上げ等を行いつつ、老齢厚生年金の配偶者加給年金の額を見直す。</p> <p>② 再入国の許可を受けて出国した外国人について、当該許可の有効期間内は脱退一時金を請求できないこととする。</p> <p>③ 令和2年改正法附則による検討を引き続き行うに際して社会経済情勢の変化を見極めるため、報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を、配慮措置を講じた上で次期財政検証の翌年度まで継続する。</p>

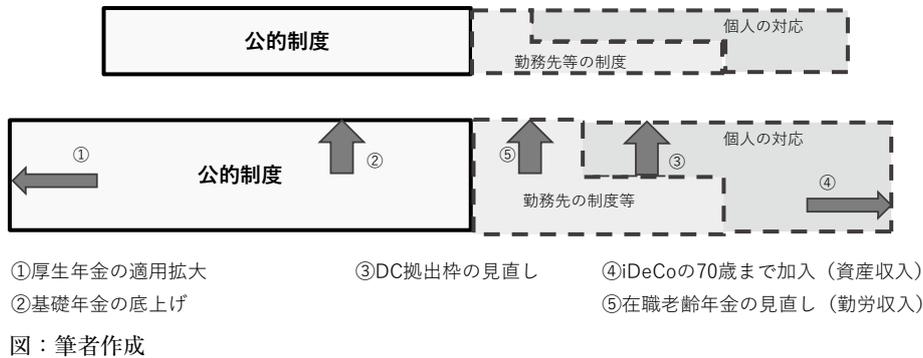
出所：厚生労働省 HPhttps://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html

図5 世帯別の平均所得及び構成割合（2023年）



出所：厚生労働省「2023年 国民生活基礎調査の概況」より筆者作成

図6 今回の改正法による影響



参加を促す効果が期待できるとともに、就業する高齢者の所得を向上させる効果が見込まれることから、（運用しながらの）資産取り崩しに対する負荷を軽減し、資産寿命の延伸をもたらす効果も考えうる。

（2）将来に向けての資産形成を支援する施策

iDeCo（個人型確定拠出年金）の拠出期間を70歳まで延長する施策は、より長く働く際に資産形成の期間を長くとれるように（つまり資産形成期間を延ばし、取り崩し開始のスタートを

遅らせる…資産寿命を延長する）効果が期待されている。また、企業型DCの拠出限度額の拡充は、資産形成の際、その「空き枠」を有効に活用できるようにするもので⁹⁾、資産形成の支援になると同時に将来の給付額の向上にもプラスと考えられる。

3. 老後資産形成の「出口戦略」としての資産取り崩しと「運用しながら取り崩す」ことによる資産寿命の延伸

公的年金（老齢厚生年金・老齢基礎年金）の受給開始年齢とされる65歳は、同時に、継続して雇用を希望する者を企業が雇用する義務が期限を迎える時期でもある^{10) 11)}。この年齢を雇用と年金の接続点、或いは雇用の面からの一つの「区切り」と見做すと、それまでの現役生活（雇用と資産形成の期間）の到達点とも考えられる。そして、これ以降は、多くの高齢者にとって、主な収入は公的年金を柱とする年金収入となり、高齢者に特有な様々なリスク（健康面や介護など）を勘案しつつ、資産を運用しながら取り崩していく過程となってくる。それは、新たなスタート地点であるが、見方を変えれば（言い換えれば）、それまでの資産形成期が終了し、資産を取り崩していく「出口戦略」を考えていくことになる。

ここで重要なのは、資産寿命を延伸するための「運用しながら」の取り崩しを考える必要がある。ここもと数年の物価上昇を勘案すると、預金などの低金利の貯蓄性資産は年々、実質的価値が減価している¹²⁾。資産寿命を延伸するためには、一定程度のリスク性資産をポートフォリオに入れ、運用しながら取り崩すという選択肢も検討する必要があるだろう。日本の長年のデフ

レ下では、一般的なリスクに対する考え方として、高齢期はリスク許容度が低下するため（つまり、損失をリカバリーする時間的な余裕が低下する）、資産を安全性の高い、或いは、元本確保型の商品を中心として安定的な運用をすることがセオリーとされてきた。しかし、インフレ下の経済では、資産の実質的価値を維持する対応も必要になってくる。もちろん、リスクを十分に管理しながらではあるが、老後資産の実質的価値を維持する程度のリスクを取りながら、運用を継続するという選択肢も検討に値すると言えるだろう。留意すべき点は、既述したような老後生活の特色を勘案し、ここで許容度以上のリスクを取らないというリスク管理の課題である¹³⁾。

4. 資産取り崩しの手法について

取崩しの手法は、大まかに分類すると定額の取り崩し、定率の取り崩し、その併用の3種類に分類されるようだ¹⁴⁾。（図8）。また、具体的な資産取り崩しの推移を把握するツールとしては、複数の金融機関からシミュレーションが提供されている。

定額の取り崩しは文字通り、毎月定額を取り崩していく方法。公的年金の受給額と毎月の生活に必要な金額との差額が把握出来ている場合、不足金額を定額で取り崩していくやり方が考えられる。この方法は家計管理が容易であること

図8 取り崩しの手法の比較

	メリット	デメリット
定額法	毎月の取り崩し額が明確に把握できる	資産の減少が早まる可能性
定率法	資産の減少が（定額法に比較して）緩やか	毎月の取り崩し額がすぐに把握しにくい 毎月の取り崩し額が変動する
（前半）定率法 （後半）定額法	2つの取り崩し手法のメリットを生かす	いつから「後半」に移るのか、判断が難しい （生きがいを考慮して80歳までとそれ以降を分ける考え方も）

*日本経済新聞2023年11月4日記事「非課税の運用、老後も恩恵」、野尻哲史『100歳まで生きて資産を枯渇させない方法』を参考に、筆者作成。

がメリットとして指摘できるが、一方、定額での取り崩しは資産の減少が大きいことがデメリットとされる。

他方、定率での取り崩しは資産残高の一定率の資産を取り崩していくやり方である。この方法は資産の減少に伴い、毎月の取り崩し額が減少していくため、定額取崩しに比較して資産寿命が長い傾向にあるものの、家計の管理に不確定な要素が入ってしまう点がデメリットとされる。

識者は、運用しつつ定率で取り崩しを行い、資産の減少を緩やかにするやりかたを提唱する¹⁵⁾。これに対し、この両手法を組み合わせ、当初は定率法で取り崩し、一定年齢以上になった時点から定率法で取り崩す方法も提唱されている¹⁶⁾。

ここで重要なのは、「運用しながら」取り崩すことの是非である。65歳到達時点で、形成した資産のすべてを元本保証される金融資産（具体的には銀行預金など）や低リスクの金融資産（国債などの債券運用）にすべきか、一定の制約はあるもののある程度リスクを取りながら運用を継続するのか。昨今のインフレ率上昇を勘案すれば、資産を増やすというよりは資産の実質的価値を維持するという観点から、資産の運用も取り入れ、資産寿命を延伸する選択肢もあっていいだろう^{17) 18) 19)}。

5. 具体的な資産取り崩しの「ツール」について

(1) 概観

企業型 DC においては、年金受給に関しての資産取り崩しは、予め、順番を指定した運用商品から取り崩していく方式、或いは、保有する金融商品の比率に基づいて取り崩す方式になっている。（生命保険が商品ラインナップに入っている場合は、終身年金とすることも選択肢とな

る）。このケースでは、現役時代（つまり企業型 DC 制度の加入者）のときに資産形成として投資対象であった投資信託が、その後の高齢期のリスク許容度に適しているかどうか、という検討を加える必要がある。前述の通り、老後資産の価値を維持するという観点からは、過度なリスクテイクは不必要であるが、一方でインフレに負けない資産価値を維持するに十分な資産配分になっているか、再確認が必要だろう。

一方、積み立て NISA、或いは、税制優遇の制度外で資産形成した金融資産についても検討が必要である。このような資産グループの場合、例えば、ネット証券会社の一部（SBI 証券、楽天証券など）では、投資信託の「定期売却」という形でのサービスが提供されており、例えば、楽天証券では定額法、定率法のいずれにも無料でサービスを受けることが可能となっている²⁰⁾。

このサービスを利用して資産の取り崩しを行う場合、以下のような点に留意が必要と考えられる。

例えば、現役時代にリスク性資産が比較的高い比率を占めていたケースでは、65歳以上の高齢期において、全体の資産の中でのリスク性資産の比率が適正かどうか、確認が必要である。また、年齢を重ねるにつれ、リスク性資産の比率が適正かどうか、ポートフォリオの定期的な検証が必要になるだろう。問題は本人の意思決定能力が保持されているかどうか、という観点である。高齢化に伴い、意思決定能力の減退や認知症などの問題が生じる可能性が高くなるため、資産の管理面で支援が必要となるケースが想定されることだ。このように考えると、無料サービスで定期的な保有資産（主に投資信託）の取り崩しが可能なこのツールの利用価値は高いものの、長い高齢期の年月を考えると、高齢化に伴う上述のような懸念材料もある点に留意

が必要であろう。

一方、これに対して、例えば、取り崩し専用の投資信託（低リスク運用で取り崩し期に対応した運用など）があれば、このような問題もある程度は対応可能ではないかと考えられる。

(2) プラチナ NISA と毎月分配型投資信託について

新 NISA がスタートして約 1 年半、新たな資産形成のツールとして、特に積み立て NISA が注目を集めている。また、iDeCo も加入対象を拡大してから約 7 年となり、両者を合わせて、老後に向けての資産形成は様々な角度から、多数論じられてきた。

このような状況下、「プラチナ NISA」創設のニュースが注目を集めた²¹⁾。2025 年 4 月に自民党の資産運用立国議員連盟が高齢者向けの新たな制度としてプラチナ NISA を創設するという内容だ。報道によれば「毎月分配型」の投資信託をプラチナ NISA の対象に加えるということで、この点に関して活発な議論が巻き起こっている²²⁾。

同投資信託は配当に際して元本も含めて資金が流出する可能性があるため、資産形成期においては長期投資の目的に合致しない点や複利効果を減殺する可能性があることから、金融庁は積み立て NISA の対象から除外してきた経緯にある^{23) 24)}。

この経緯を踏まえたものと思われるが、上記のプラチナ NISA 構想の発表後は、本件に対して懸念の表明が多く寄せられている²⁵⁾。

同投信については、確かに金融庁の指摘通り、長期的な資産形成には適していない構造であったといえるが、他方、資産取り崩し期においては、運用しながら取り崩すという目的には合致しているとも考えられる。（そもそも 65 歳以降では資産の効率的な取崩しがニーズであるはずだ）。報道によれば、金融庁の構想でも同投信の対象

は 65 歳以上となっており、資産形成期ではなく、資産取り崩し期に対応するものと限定できる。もちろん、高齢者には「資産形成」ではなく「資産取り崩し」対応であることを十分に説明する必要がある。また、同投資信託には、運用の内容や手法、手数料などの面でまだまだ、改善が必要な個所も多いと思われる。しかし、資産取り崩し期においては、毎月分配型の投資信託を頭から否定せず、「高齢者に適した毎月分配型」の開発や利用法を考える余地があっても良いのではないかと考えている^{26) 27)}。特に、高齢期に特有の事象（意思決定能力の減退など）を勘案した金融商品となれば、なおさらである。このように、毎月分配型投資信託を資産形成期の「出口戦略」として、明確に位置づける必要があるだろう²⁸⁾。

(3) この他のツールとして考えられるもの

ここまで資産取り崩しの具体的なツールとして、投資信託の定期取崩しサービスやプラチナ NISA における毎月分配型投資信託について述べてきた。このほかの金融商品としては、金融機関の提供するラップ口座（高齢者向けに十分に配慮したもの）や終身型の個人年金の購入なども、検討の対象になりうると思われる。

6. 資産の見える化と FWB

資産の「見える化」は、資産形成期はもちろん、資産の取り崩し期においても重要なポイントである。それは資産状況を可視化して現状と課題を把握し、必要に応じて資産の内容や取り崩しの金額・スピードなどを随時、見直す必要があるからだ。

老後生活の基盤となる公的年金に関しては、毎年、日本年金機構から送付されてくる「ねんきん定期便」で確認できるし、また、ねんきんネットでは随時、内容を確認できる。

また、厚生労働省から「公的年金シミュレーター」がリリースされ、個人情報を入力無しに、将来の年金額のあらましを把握することも可能となった。

一方、企業年金や私的年金、或いは、個人資産なども老後生活を支える要素であるが、企業年金は各企業によって制度設計や内容などが異なり、一律の共通基盤的なツールの整備・提供にはかなり高いハードルがある。但し、iDeCoに関しては、公的年金シミュレーターに整備される方向である。これらの「見える化」については、基本的には各金融機関などから提供されるツールによるところとなる²⁹⁾。

この点に関しては「見える化」の目的には現状把握と老後不安の解消があり、不足への気づきが重要との指摘がある。一方、「見える化」すべき年金・退職給付制度やその他資産形成の制度、資産の範囲、老後の勤労収入など、どこまでを対象とすべきか、コストと効果のバランスも考慮に入れながら検討する必要があると考えられる^{30) 31)}。

7. 今後の課題と展望

長年にわたり形成してきた老後のための資産をどのように取り崩すかという「出口戦略」は、近年、ようやく、その重要性が認識されてきた。資産形成期の思考回路から脱し、老後生活の新たなスタートの支援として、この出口戦略を真剣に議論していくことが求められている。もちろん、資産形成は言うまでもなく最重要の課題であり続けるが、一方で、その後の長い高齢期の人生をどのようにマネジメントしていくのか、医療・介護、労働、生きがいなどと連携した、金融資産面での検討を深掘りすることが期待される。

有益な対応を可能とするために必要な現状把

握に関しては、資産や年金などの現状を可視化する、いわゆる「見える化」が重要である。今後は、私的な制度（退職一時金や企業年金、個人年金など）や個人で保有する資産などを、どの範囲まで見える化すべきなのか、検討の促進が必要である。また、資産寿命を延伸するための高齢期のリスク許容度に関する検討や高齢期の安定的な運用のための金融商品やツールの開発も期待される。

8. まとめ

本稿では、ここまで、資産形成の「出口戦略」としての資産取り崩し、資産寿命を伸ばすための「運用しながらの取り崩し」、老後資産に関する安心を得るために資産の現状を把握するための「見える化」などについて述べてきた。言い換えれば、人生の「年表」のうち、主に65歳以降の時期について、資産面で安心して充実した暮らしを示現するためのフィナンシャル・ウェルビーイングについて、考えてきたともいえる。

老後生活を金融面から不安無く暮らしていくためには、それまでに形成した資産を効率的、かつ、過不足なく取り崩していく必要がある。また、65歳時点での平均余命である約20～25年程度、資産を持たせるために、取り崩しの手法やツールを検討するとともに、資産の寿命を伸ばすために運用しながらの取り崩しが求められる³²⁾。

ただ、リスク許容度は個々人の置かれた生活環境や健康状態、介護の必要性、資産状況、それまで加入していた公的年金制度、勤労の有無とその収入など、多様な要素によって異なってくる。これらの各要素を勘案したうえで、「大きな見取り図」を作成し、運用について考えることが求められるだろう。

また、効率的な取り崩しや運用のためには、

いま、自分がどの位置に立つのか、を把握するため、資産面などを「見える化」して正確な立ち位置を確認する必要がある。特に、老後生活の資金面での基盤である公的年金をベースとして、その上に金融面の組立てを考えることは必要であろう。

この点で、公的年金シミュレーターは大変有益なツールである。ただ、これをベースとした見える化に関しては、その範囲をどうするか、開発のコストと有用性のバランスなどが課題となっている。今後の開発と議論の深まりが期待される。

【注】

- 1) 例えば、野尻哲史『60代からの資産使い切り法』日経BP、同「個人投資家の時代」日本経済新聞 2022年10月4日など。
- 2) 本源的には、負担（税と社会保険料）と給付のバランスや憲法25条（生存権）との兼ね合いなど勘案しつつ、公的な支援 - 社会保障がどのレベル・範囲までカバーすべきか、という議論が必要である。ただ、本稿では、現状の社会保障制度を前提として検討を進める。
- 3) 例えば、高齢期でも長く働くケースでは勤労による所得が期待でき、かつ、資産の取り崩しも緩やかになる。一方、健康面に不安があるケースでは、社会保障がカバーする範囲の大小により、高齢期の資産運用や取り崩しへのスタンスが左右される。健康や介護などに不安が強い場合は、資産取り崩しにも慎重なスタンスとなるだろう。
- 4) 65歳時点での平均余命は、男性19.52年、女性24.38年であり（令和5年簡易生命表）、高齢期はかなりの長期間である。
- 5) iDeCoについては、公的年金シミュレーターへの試算機能の追加の準備が進められている。
- 6) 例えば、三菱UFJアセットマネジメントでは、

資産積立てと取り崩しの両方のシミュレーションが可能となっている。https://www.am.mufg.jp/tool/simulation_torikuzushi.html

この他、資産取崩しシミュレーションは三井住友DSアセットマネジメントのツールも参照。

https://www.smd-am.co.jp/learning/100years_simulator/index.html

- 7) 次項で述べている通り、この点に関しては、一般の年金改革による国民年金の底上げや厚生年金の適用拡大により、公的な支援の部分での厚みが増す方向となった。
- 8) 調査によれば、高齢者の収入の約69%を公的年金が占めている。（図5）
- 9) マッチング拠出は事業主掛金の額を超えてはならないという制限を撤廃し、加入者がそれぞれの状況に応じ拠出限度額の枠を十分に活用し老後の資産所得の確保が可能となる。
- 10) 高齢者雇用安定法では、定年年齢を65歳未満とする企業は、原則として希望する従業員全員に対して65歳までの高年齢者雇用確保措置が義務化された。また、2021年の同法改正では70歳までの就業機会の確保が努力義務とされた。
- 11) 2017年1月に、日本老年学会と日本老年医学会は65歳以上とされる高齢者の定義を見直す提言を行ったことにも留意する必要がある。（日本老年学会HP：<https://jpn-geriatricsoc.or.jp/proposal/index.html#definition>）
- 12) 例えば、総務省が発表した2025年5月の消費者物価指数は前年同月比3.7%の上昇、一方、最近の銀行預金金利は0.275%程度である（2025年6月メガバンク3行の1年定期預金金利）。
- 13) 一例として、25歳から65歳まで40年間を直近の日本国債40年物の利回りである3%で運用すると65歳時には約27.5百万円の金融資産が形成される（リスクは2%と仮定）。（図7-1）。この資産を65歳から1.5%（日本国債10年物の利

回りを参考、リスクは1%と仮定)で運用しながら毎月10万円取り崩していくと、想定リターンでの運用しながらの取り崩しで93歳まで資産を持たせることが出来る。(図7-2)。

(なお、現金のまま運用しない場合は87歳11か月で資産が尽きる)。*三菱UFJアセットマネジメントのシミュレーションツールを使用。https://www.am.mufg.jp/tool/simulation_torikuzushi.html

14) 日本経済新聞 2023年11月4日「マネーのまなび」参照。

15) 例えば、野尻哲史『60代からの資産使い切り法』日経BP、同「個人投資家の時代」日本経済新聞

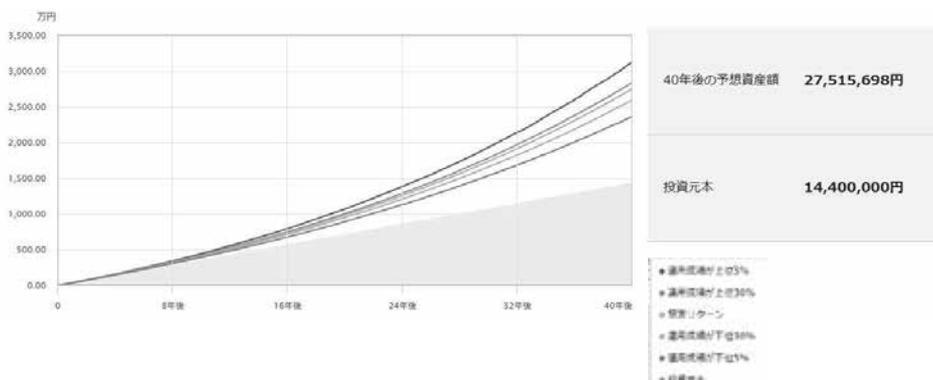
2022年10月4日など。

16) 前掲注(14)日本経済新聞記事を参照。ファイナンシャルプランナー(FP)飯村久美氏は74歳まで定率法、それ以降は定額法という手法を提唱する。

17) 例えば、前掲注(14)でFP藤川太氏、野尻・前掲注(15)、野尻哲史『100歳まで資産を枯渇させない方法』(幻冬舎新書)は65歳以降も運用の継続を提唱している。

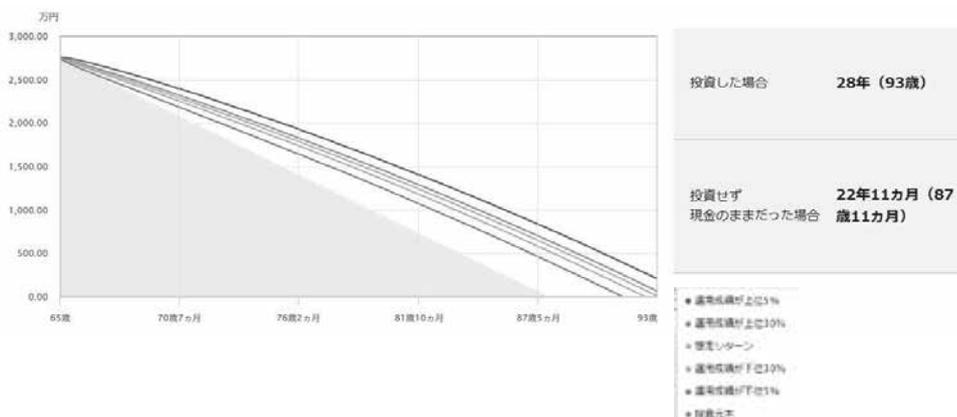
18) 知るぽると「お金という観点から考える60歳以降の人生設計」では、「老後資金の管理は「増やす」ではなく、購買力の維持を第一に」考えるべきと指摘している。(https://www.shiruporuto.

図7-1



*三菱UFJアセットマネジメントのシミュレーションを用いて計算
https://www.am.mufg.jp/tool/simulation_tsumitate.html

図7-2



*三菱UFJアセットマネジメントのシミュレーションを用いて計算
https://www.am.mufg.jp/tool/simulation_torikuzushi.html

jp/public/document/container/over60_lifepan/over60_lifepan001.html#01) 具体的には物価連動国債や一定割合でのリスク性資産の保有にも言及しているが、一方でリスク許容度にも留意するよう、提言している。

19) 資産形成期においてはターゲットイヤー型の投資信託に言及されるケースもあるが、65歳到達以降の高齢期においては、債券中心の安定運用をどのように考えるか、という課題もある。「ある一定の年齢に達した時点でどんどんリスク性資産の組入比率が下げられてしまうターゲットイヤーファンドは、長期投資に向かない」とする指摘にも留意が必要であろう（中野晴啓「長期投資にはオススメできない！「テーマ型」「ターゲットイヤーファンド」とは？」ダイヤモンドオンライン (<https://diamond.jp/articles/-/40375?page=2>)

20) 楽天証券 HP「定期売却サービス」を参照。
<https://www.rakutensec.co.jp/web/rfund/guide/teikibaikyaku.html?msocid=25a94e858c7b67bf1f555cc08df56654>

21) 日本経済新聞 2025年4月16日「「プラチナ NISA」創設へ 金融庁、高齢者向けに毎月分配型追加」

22) 毎月分配型投資信託は退職世代に需要があり、2024年度も需要の強さを報じる新聞報道がなされている（日本経済新聞 2024年10月18日）。私見では、公的年金が偶数月の支給となっているため、奇数月の分配金に安心感を求めるニーズがあるのも人気の一因ではないかと推測している。

23) 金融庁「平成28年事務年度金融レポート」57頁では、毎月分配型投資信託が顧客への情報提供が不十分なまま、顧客ニーズを把握せずに販売されている実態を懸念している。また、東証マネ部「新 NISA で毎月分配型の投資信託が購入不可はなぜ？」(2023年12月28日)では、毎月分配型投資信託について、分配金や元本取り崩しが複利

効果を生まず長期投資に不向きな点や信託報酬が高い点をデメリットとして指摘している。

24) 一方で、同投資信託には高齢者を中心に特に年金支給の補完として需要があり、資金流入が続いているとの報道もある（日本経済新聞 2025年3月14日）。

25) 田村正之「プラチナ NISA は必要か」日本経済新聞 2025年4月25日、日本経済新聞社説「NISA 見直しは公平と簡素を重んじよ」2025年5月4日、日本経済新聞「客が好むものを売るな」2025年5月22日大機小機、浦上登「一番人気の投資信託で試算してもやっぱり損…高齢者向け「プラチナ NISA」の根本的リスクを73歳現役 FP が指摘」プレジデントオンライン 2025年5月20日 <https://president.jp/articles/-/95734>、萩原博子「「年金代わりになる」に騙されるな…「65歳以上限定プラチナ NISA」の背景に政府と金融機関の黒い思惑」プレジデントオンライン 2025年4月23日 https://president.jp/articles/-/94805?cx_testId=7&cx_testVariant=cx_1&cx_artPos=3#cxrecs_s など。

26) 同種の指摘として、野尻哲史「毎月分配型投資は本当に悪か」日本経済新聞 2024年10月2日、金子久「全世代的資産運用支援の完成を目指すプラチナ NISA 構想」NRI コーポレートサイト (2025年04月22日) など。 https://www.nri.com/jp/media/column/financial_business_trends/20250422.html

27) 私見としては、例えば、国債や高格付けの社債中心のインカムゲインで定期的な利子収入を確保するリスクを抑えて手数料も低廉な投信や、これに株式のインデックス運用を加味してある程度のリスクを取る投信などが考えられる。少なくとも、現預金で資産を保有するよりは期待リターンが高く（もちろん、リスクも現貯金よりは高いが）、資産の実質的価値をある程度維持する目的には適

していると思われる。

- 28) 松井証券 HP「毎月分配型投資信託に関する松井証券の考え方」では、「毎月分配型投資信託を「資産形成」のための商品ではなく資産運用の「出口戦略」のための商品と考えています。そのため、当社のロボアドバイザー「投信工房」がご提案するポートフォリオには、毎月分配型投資信託は入りません」と説明している。<https://www.matsui.co.jp/fund/study/monthly-dividend/>
- 29) 各金融機関の対応状況、考え方などについては、年金シニアプラン総合研究機構「老後資産形成に関する継続研究会のまとめ」年金と経済 2024 年 4 月号を参照。
- 30) 宇張前ゆみ子「年金ダッシュボード導入を通じて見えてきた見える化の課題と今後の展望」年金と経済 2024 年 4 月号 69～74 頁。
- 31) なお、欧州における年金の見える化に関しては、菊地英明「欧州におけるパンションダッシュボード政策の動向」を参照。
- 32) 前掲注 (4) 参照。

(参考文献：本文及び注に記載のもの)

うへだ けんいちろう

帝京大学経済学部経営学科 教授

1984 年北海道大学法学部卒業 2014 年筑波大学大学院ビジネス科学研究科企業科学専攻企業法コース (博士課程) 単位取得後退学

1984 年株式会社三井銀行 (現：三井住友銀行) 入行、その後ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社執行役員等を経て、2016 年より現職。

現在、厚生労働省年金広報検討会座長、国民年金基金連合会規約策定委員会委員長、年金シニアプラン総合研究機構評議員。
